

新旧対照表

【2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）のために使用される展示物品等の税関における取扱いについて（令和4年6月29日財閥第499号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第6章 輸入品に適用される輸入規制	第6章 輸入品に適用される輸入規制
46 関係法規	46 関係法規
2025年日本国際博覧会において展示等される物品の輸入規制は、主に次に掲げる条約及び法令を根拠とする。	2025年日本国際博覧会において展示等される物品の輸入規制は、主に次に掲げる条約及び法令を根拠とする。
(1)～(10) （省略）	(1)～(10) （同左）
(11) 家畜伝染病予防法、狂犬病予防法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、水産資源保護法、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律、植物防疫法、 <u>大麻草の栽培の規制に関する法律</u> （動植物の輸入）	(11) 家畜伝染病予防法、狂犬病予防法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、水産資源保護法、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律、植物防疫法（動植物の輸入）
(12)～(19) （省略）	(12)～(19) （同左）
57 植物の輸入	57 植物の輸入 <u>（植物防疫法／所管：農林水産省）</u>
(1) <u>植物、有害植物、有害動物、中古農業機械等</u> （植物防疫法／所管：農林水産省）	植物に有害な動植物のまん延を防止するため、特定の地域の特定植物並びにその容器、包装、検疫有害動植物（生きた検疫有害動植物そのものが該当）、土又は土の付着する植物は輸入が禁止されている。 （農林水産大臣の許可を受けたものは除かれる。）なお、輸入が禁止されている植物でも、農林水産大臣が定める基準に適合していることを条件に輸入が認められているものもある。（植物の種類・品種、生産地、消毒方法、輸送方法等）
また、輸入できる植物及びその容器、包装は、輸入港（空港を含む。）で植物防疫官の検査及び輸出国政府機関の証明書の点検を受け、さらに場合によっては、消毒又は隔離栽培等を行い、異常のないことが認められた場合でなければ、日本国に持ち込むことが許されない。従って、これらの植物等を博覧会の会場に搬入しようとするときは、展示等申告書に農林水産省植物防疫所が発給する「合格証明書」等を添付しなければならない。	植物に有害な動植物のまん延を防止するため、特定の地域の特定植物並びにその容器、包装、検疫有害動植物（生きた検疫有害動植物そのものが該当）、土又は土の付着する植物は輸入が禁止されている。 （農林水産大臣の許可を受けたものは除かれる。）なお、輸入が禁止されている植物でも、農林水産大臣が定める基準に適合していることを条件に輸入が認められているものもある。（植物の種類・品種、生産地、消毒方法、輸送方法等）
(2) <u>大麻草の種子</u> （大麻草の栽培の規制に関する法律／所管：厚生労働省）	また、輸入できる植物及びその容器、包装は、輸入港（空港を含む。）で植物防疫官の検査及び輸出国政府機関の証明書の点検を受け、さらに場合によっては、消毒又は隔離栽培等を行い、異常のないことが認められた場合でなければ、日本国に持ち込むことが許されない。従って、これらの植物等を博覧会の会場に搬入しようとするときは、展示等申告書に農林水産省植物防疫所が発給する「合格証明書」等を添付しなければならない。 (新規)

新旧対照表

【2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）のために使用される展示物品等の税関における取扱いについて（令和4年6月29日財関第499号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>大麻草の種子は、厚生労働大臣の許可を受けた発芽不能未処理種子又は厚生労働省地方厚生（支）局の確認を受けた発芽不能処理済種子でなければならないとされている。従って、大麻草の種子を博覧会の会場に搬入しようとするときは、展示等申告書に厚生労働省地方厚生（支）局長が発給する「大麻草発芽不能未処理種子輸入許可書」等を添付しなければならない。</p>	